

公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）案に関する意見書

公益法人認定法第 5 条等について（公益社団法人・公益財団法人関係）

5. < 公益目的事業の収入 >

(4) 剰余金の扱いその他

ある事業年度において剰余が生じる場合において、公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰入れたり、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、本基準は満たされているものとして扱う。このような状況にない場合は、翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようにする。

- 上記に対する意見

剰余金については、繰越金・予備費としての備えを認めていただきたい。毎年、事業内容と収入の中身を行政が検証し、事業の公益性に問題がなければ、その年度の全事業費から毎年定期的に入ってくると考えられる収入額（会費・金利など）を除いた残額の範囲で翌年への繰越しを認めるといった制度であれば問題はないと思われる。

- 理由

公益法人といっても事業内容は様々であり、例えば私どもは環境 NGO であるため、巨大な財産を管理するための財団とは一線を画して考えていただきたい。他にも実質は NPO である財団法人・社団法人も多数存在しており、もし上記意見が認められないとすれば、基本金の額や事業内容によって区別するなどの特例措置を講じていただかないと NGO・NPO の運営は剰余金なしでは絶対に成り立たない。

7. < 公益目的事業比率 >

(3) 無償の役務の提供等に係る費用額

認定規則第 17 条第 4 項の「役務の提供があった事実を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠」については、法人において、提供者の住所、氏名、日時、役務等の内容、単価とその根拠、法人の事業との関係、提供者署名を記載した書類を作成するものとし、その概要を認定規則第 38 条第 2 号イ「第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細」に記載する。

- 上記に対する意見

行政側で基準表を作成し、会場等であれば使用した日時と住所、役務提供者であれば住所・氏名の自署のみを記載した書類を作成し、あとは基準表に当てはめて機械的に試算する形式のほうが合理的であり、不正の可能性も低い。

（基準表の例：会議室等 m^2 あたり 円、屋外公園等 m^2 あたり 円、人件費・事務処理 1 時間あたり 円、肉体労働 1 時間あたり 円、講師指導等 1 時間あたり 円といった項目を表にする。）

- 理由

私どものような NGO の場合、活動において無償の会場を探したり、ボランティアと一緒に活動することは基本であり、無償の役務の提供等に係る費用について、毎回試算根拠を探し記載の書類を作成していたのでは、それだけで本来事業に支障をきたすくらいの事務処理量となってしまう。